

沖縄県県民の森の指定管理者募集要項

令和4年8月

沖縄県農林水産部
森林管理課

沖縄県県民の森の指定管理者募集要項 目次

1 募集の目的	1 頁
2 施設の概要	1 頁
3 管理運営の基本的な考え方	2 頁
4 指定管理者が行う業務	2 頁
5 県民の森の利用促進及び活性化に資する自主事業	3 頁
6 管理運営の基準	3 頁
7 指定期間	5 頁
8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	5 頁
9 応募資格要件	6 頁
10 指定管理者選定スケジュール	8 頁
11 募集要項の配布・説明会等について	8 頁
12 申請の手続き	9 頁
13 選定及び審査基準	11 頁
14 協定の締結	11 頁
15 指定管理者の留意事項	12 頁
16 県と指定管理者の責任分担	13 頁
17 指定管理者の取消等	13 頁
18 業務の引継	14 頁
19 問い合わせ先	14 頁
別表 1 県と指定管理者の業務区分	15 頁
別表 2 県と指定管理者のリスク分担	16 頁

沖縄県県民の森の指定管理者募集要項

沖縄県は、「沖縄県県民の森（以下、「県民の森」という。）」の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び「沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例」（昭和 62 年条例第 17 号。以下、「条例」という。）第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 4 年度で満了することに伴い、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

沖縄県県民の森

(2) 設置目的

県民の森は、県民に、自然との触れ合いを通して森林・林業の役割を正しく理解させるとともに、森林レクリエーションの場を通して次代を担う青少年の健全な育成と県民の健康増進を図ることを目的に設置されています。

(3) 施設の規模等

施設の所在地		沖縄県県恩納村字安富祖 2028			
管理面積(ha)		181 ha			
主な施設面積		110,371 m ² (ただし、主要施設でも面積に含まれていない施設もある。)			
主な施設	整備年度	面積(m ²)	主な施設	整備年度	面積(m ²)
総合案内棟	H4	291	用具貸出棟	H4	116.5
キャンプ場	H3	23,159	遊歩道	S58～S61	3,265
中央広場	H2	13,400	スポーツの森	S58～S62	10,000
冒険広場	H3	18,000	花木園	H3	14,000
森林学習展示館	S60、R2～R4	668	炊事棟	H4	49.6
森林科学館	H4、R2～R4	450	市町村の森	H3	4,000
駐車場	H2～H4	4,480	桜園	H3	6,700
パークゴルフ場	H3	7,937	メイトの森	S58～S62	1,000
木炭窯2基	H28		シャワー室	H21	22

(4) 開館時間、休館日

①開館時間：午前 9 時～午後 6 時 30 分（4 月 1 日～8 月 31 日）

午前 9 時～午後 5 時 30 分（9 月 1 日～3 月 31 日）

②休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日又は慰霊の日の際は、その翌日）

3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 県民の森の設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努める必要があります。
- (2) 県民の森は公の施設であることから、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをし、守秘義務の確保等に努める必要があります。
- (3) 指定管理者は、県民の森の管理について創意工夫のある企画や効率的・効果的な運営などにより、県民の森の利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図って下さい。
- (4) 「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の中で示された北部圏域の基本方向を踏まえた管理運営に努める必要があります。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例第 4 条の規定により、次の業務を行うこととなります。

指定管理者は、業務の全てを一括して他の事業者等に委託することはできませんが、部分的（警備、電気保安、浄化槽管理、消防点検業務等）については、専門の業者に委託できるものとします。

業務内容の詳細については、別添「沖縄県県民の森管理運営仕様書」に定めています。

ただし、別添「沖縄県県民の森管理運営仕様書」の業務内容は、指定管理者が遵守すべき**最低限の業務内容**を示したものであり、県民の森の適正な管理運営に必要な業務については、逐次実施することとなります。

- (1) 利用の許可に関する業務
 - ① 利用の許可に関する業務（条例第 10 条）
 - ② 利用の許可の取消等に関する業務（条例第 12 条）
 - ③ 原状回復命令に関する業務（条例第 13 条第 2 項）
 - ④ その他の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
 - ① 利用料金の収受に関する業務（条例第 14 条）
 - ② 利用料金の減免に関する業務（条例第 15 条）
 - ③ 利用料金の返還に関する業務（条例第 16 条ただし書）
 - ④ その他の利用料金の収受に関する業務
- (3) 県民の森の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - ① 施設の維持管理（施設・設備・備品の点検、修繕等）
 - ※ 協定締結時に県から無償貸与を受けることができる備品は、別添「沖縄県県民の森管理運営仕様書」の別紙 2「備品一覧」を予定しております。
 - ※ 災害復旧工事、規模の大きな施設改修工事は県が行いますが、小規模修繕（原則として 1 件 30 万円以下）については、指定管理者の責任で行ってください。ただし、年間総額 100 万円以下までとします。県と指定管理者とのリスク分担については、「16 県と指定管理者の責任分担」及び別表 2 を参照してください。
 - ② 美化・清掃（美化、清掃、植栽管理、衛生的環境の確保）
 - ③ 安全点検（警備、安全確保、秩序維持管理、入場の制限等）

④ 窓口対応・報告

(4) 緊急時・災害時の対応

※県民の森は恩納村地域防災計画に指定緊急避難場所として指定されていることから、県、恩納村との協定書に基づき、災害時の対応に備えてください。

(5) 県民の森の適正な管理運営を図るためのモニタリング（日報、月報、事業報告、アンケート調査等）に関する業務

5 県民の森の利用促進及び活性化に資する自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、県民の森施設の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 今回の事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとします。
- (5) 自主事業の提案について、指定管理候補者選定の際の評価対象とします。
- (6) 自主事業の提案にあたっては、以下の点に留意してください。
 - ① 県民の森の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」基本方針 3 - (9) を踏まえたものであること。
 - ③ 指定管理業務に支障を与えるものではないこと。
 - ④ 公共性の確保が図られていること。
- (7) 自主事業実施にあたって、県有施設を使用する場合は、県への使用料支払が必要となる場合があります。

6 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「沖縄県県民の森管理運営仕様書」に従い、県民の森施設の管理業務を実施します。

(1) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ② 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ③ 施設設備の維持管理に関する法令等
 - ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
 - ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
 - ・ 消防法（消防計画の提出等）
 - ・ 水道法（検査や清掃の実施等）
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑤ 個人情報保護法、沖縄県個人情報保護条例
- ⑥ その他関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成 7 年沖縄県条例第 28 号）第 2 条第 1 項第

3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行わなければなりません。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置(利用の不承認又は利用の承認の取消し)を講じてください。

(4) 施設の利用時間等

県民の森の休園日及び利用時間帯は条例第8条、条例第9条に定めるとおりです。ただし、指定管理者は知事の承認を得て、利用時間を変更することができます。

(5) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等の管理について、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、規程等を定めるものとします。

② 情報公開規程の整備

指定管理者は、業務実施に当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程等を定め、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)第11条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

公の施設の指定管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第12条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第63条及び第64条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行わなければなりません。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を定め、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は次に掲げる業務を第三者に委託し、請け負わせることは

できません。

< 第三者に委託できない業務 >

- ・利用の許可に関する業務
- ・利用料金の収受に関する業務
- ・県民の森の適正な管理運営を図るため、モニタリング等に関する業務
- ・関係機関、関係団体等との調整業務

< 委託できる業務の例示 >

- ・警備
- ・電気保安
- ・浄化槽管理

(6) 業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、別添「沖縄県県民の森の管理運営仕様書」の別紙2の「備品一覧」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

また、施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品は指定管理者に帰属するものとします。これらの物品の購入を実施する場合には、事前に県と協議を行ってください。

(7) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

(8) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者として県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

7 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設利用料及びその他収入の取扱い

① 利用料金制の採用

県民の森施設においては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。有料施設の利用料金は、指定管理者の収入とすることができます。

②利用料金の額

指定管理者は条例第14条第2項の規定に基づき、条例別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定します。

利用料金収入は県民の森施設を利用する日の属する年度の収入とします。

③自動販売機設置に伴う電気料金の取扱い

自動販売機設置に伴う電気料金については、指定管理者の負担となります。

④自主事業による収入の取扱い

自主事業の収入は、施設の管理運営に充てることができます。

(2) 施設管理に要する経費等

① 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。指定管理者は(1)で記した指定管理に係る収入及び県が支払う指定管理料によって、施設管理を行っていただきます。

会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

② 指定管理料は次の額を上限とします。県が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案して下さい。

収支計画書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計（135,802千円）を上回る金額であった場合は、失格とします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)	27,627千円
令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)	27,404千円
令和7年度(R7.4.1~R8.3.31)	27,172千円
令和8年度(R8.4.1~R9.3.31)	26,928千円
令和9年度(R9.4.1~R10.3.31)	26,671千円

合 計 135,802千円

※各年度の予算を千円単位で四捨五入しているため、合計で差が出ています。

③ 指定管理料の精算（黒字による返納、赤字による追加払い等）は原則として行いません。また、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

(3) 会計の区分

県民の森施設の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る収入及び指定管理料は区分して経理してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

また、複数の法人・団体での共同申請（以下「共同企業体」という。）については、(4)に留意してください。

① 法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- ② 県内に主たる事務所又は事業所を有すること（共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること）。

※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。

- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ④ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがないこと。
- ⑤ 施設管理の総括責任者を専任で配置できること。
- ⑥ 樹木（植物）、緑化に関する知識及び経験を有していること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受け

つ

けられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続をしている法人等
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等
- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

- ① 代表者又は代表となる団体を決定すること。

- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定（以下「協定」という。）は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 各構成員が応募資格要件を満たすこと。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできないこと。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

① 募集要項等の公表	令和4年8月25日(木)
② 指定管理者募集に係る現地説明会	令和4年9月15日(木)
③ 公募に関する質問の受付期限	令和4年9月27日(火)
④ 質問の回答期限	令和4年10月11日(火)
⑤ 申請書類等の提出期限	令和4年10月24日(月)
⑥ 指定管理者制度運用委員会による審査	令和4年11月上旬
⑦ 選定結果の公表	令和4年11月上旬
⑧ 県議会への指定管理者指定議案の上程	令和4年11月定例会予定
⑨ 指定管理者の指定	令和4年12月予定
⑩ 指定管理者との協定締結	令和5年3月中旬
⑪ 業務開始	令和5年4月1日(土)

11 募集要項の配布・説明会等について

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和4年8月25日(木)～令和4年10月24日(月)
- ② 配布場所
 - ・ 沖縄県農林水産部森林管理課（沖縄県庁9階）
 - ・ 沖縄県農林水産部森林管理課ホームページ

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/shinrin/index.html>

- ③ 配布書類
 - ・ 沖縄県県民の森指定管理者募集要項
 - ・ 沖縄県県民の森指定管理者申請様式集
 - ・ 沖縄県県民の森指定管理者運営仕様書
 - ・ 参考資料

※窓口での配布は、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時から午後5時までです。

(2) 説明会の開催

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答を行うため、次の通り説明会を開催します。

- ① 開催日時 令和4年9月15日(木)午後2時から午後4時まで
- ② 集合場所 沖縄県県民の森 森林学習展示館2階 研修室
- ③ 参加申込方法
 - ・ 参加希望者は9月8日(木)午後5時までに「説明会参加申込書（第9号様式）」

により F A X またはメールで提出して下さい。

- ・参加人数は各団体ごと 2 名までとします（ただし、共同申請者も 1 団体とみなします）

④ 申込先 沖縄県農林水産部森林管理課（指定管理者公募担当）

F A X : 098-866-2295 E-mail:aa048210@pref.okinawa.lg.jp

12 申請の手続き

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参して下さい。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。

申請書の受付期間	令和 4 年 8 月 25 日(木)～令和 4 年 10 月 24 日(月) (ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。)
受付時間	午前 9 時～午後 5 時まで
受付場所	沖縄県農林水産部森林管理課（沖縄県庁 9 階）

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書	第 1 号様式 第 2 号様式 第 3 号様式 第 4 号様式 第 5 号様式
2 事業計画書	第 6-1 号様式 ～第 6-12 号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3 ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去 3 ヶ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名及び生年月日を記載した書類 オ 団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 カ 法人である団体にあつては、過去 3 ヶ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） キ 法人でない団体にあつては、過去 3 ヶ年における代表者の	

<p>国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>※ 共同企業体で申請する場合は、構成団体すべてにおいて、上記3の添付書類をすべて提出してください。</p>	
---	--

(3) 提出書類の様式、提出部数等

- ① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 4 に統一して下さい。
提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- ② 提出書類は、下欄にページ数を記載して下さい。
- ③ 提出部数は、A 4 フラットファイルにファイリングしたものを正本 1 部、副本 1 0 部（正本の複写可）とします。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。
- ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
- ⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。
- ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

(6) 質問等に対する受付

公募に関して質問がある場合は、質問票（第 8 号様式）を F A X 又はメールで送信してください。

- ① 受付期限 令和 4 年 8 月 29 日（月）から令和 4 年 9 月 27 日（火）
- ② 申込先 沖縄県農林水産部森林管理課（指定管理者公募担当）
F A X : 098-866-2295 E-mail: aa048210@pref.okinawa.lg.jp

③ 回答方法

・質問者に対し F A X 又はメールで回答するほか、沖縄県農林水産部森林管理課ホームページにも掲載します。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県農林水産部森林管理課において、申請者の応募資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。

② 委員会による審査

「沖縄県県民の森に係る指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

なお、次の要件に1つでも該当した場合は、失格とします。（例示）

- ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合
- イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合
- ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合
- エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次の4項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

① 県民の森の活性化について（配点 70 点）

- ・施設の管理運営に関すること（条例第6条第2号）
- ・県民の森の問題点とその対策に関すること（条例第6条第2号）
- ・県民の森の効用を最大限に発揮させるもの（条例第6条第2号）

② 適切な維持管理について（配点 35）

- ・効率的かつ適切な管理がなされるもの（条例第6条第2号）
- ・県民の森の公平な利用を確保できるもの（条例第6条第1号）

③ 事業体の健全性について（配点 40 点）（条例第6条第3号）

- ・事業計画書に沿った管理を安定して行える物的・人的能力を有するもの

④ 事業実施の熱意について（配点 5 点）（条例第6条第4号）

- ・以上のものほか、県民の森の設置目的を達成するために十分な能力を有するもの

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に

締結する「年度協定」を別途締結します。

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

① 指定管理者が行う事項

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

また、指定管理者は、次のとおり指定管理業務月報、事業計画書及び収支予算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ア 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月10日
- イ 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・毎年10月10日
- ウ 年間事業計画書及び収支予算書(翌年度計画)・・・・・・・・・・毎年3月10日
- エ 年次報告書（4月1日～翌年3月31日までの事業実績）・・毎年4月末
- オ その他県が必要と認める書類

② 県が行う事項

県は、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営が行われているか、またその事務が法令に適合しているかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力してください。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準(以下「要求水準」という。)に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。

ア 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行います。

(2) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 42 第 1 項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1 のとおりとし、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとします。ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となったときは、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合
- ③ 指定期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わなかった場合

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。

なお、現在、管理業務に従事している者について、サービスの安定提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮し、新たに雇用する場合についても、恩納村在住の者を優先して雇用するよう配慮してください。

19 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県農林水産部森林管理課（指定管理者公募担当）
(TEL)098-866-2295 (FAX)098-868-0700
(E-mail)aa048210@pref.okinawa.lg.jp

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、休養施設、管理施設等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件（物品）等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により県からの経費の支払の遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
	施設の設置の隠れた瑕疵から生ずるもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備・備品の修繕等	小規模修繕（目安：1件1修繕30万未満）		○
	大規模修繕（目安：1件1修繕30万以上） ※ただし、緊急性等を要する場合は、県と指定管理者が協議して分担を決定する場合がある	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
管理運営に係る事故等への備え	施設火災保険の加入	○	
	施設賠償保険の加入		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継に要する費用		○